

あやまち二つ

—古事記の校注について—

倉野憲司

その一

従来発表した論文や著書を読み返してみると、思はぬ過ちを犯してゐることに気づくことがしばしばある。それは学力の不足、疎漏、不注意、思ひ違ひ等々から犯した過ちであるが、それらを発見するたびに、そぞろに冷汗が流れる。中でも自分の不注意や疎漏から犯した研究上の過ちを見出した時には、ほんとにやりきれない思ひで一杯である。しかしさうした過ちを発見したならば、潔くこれを改めるに如くはない。私は以下に述べるやうな、二つの大きな過ちを犯してゐるので、この機会にそれを訂正して置きたい。

その一は、古事記大成、本文篇で犯したものである。それは同書五〇頁の本文

以_レ為_レ生_一成_一国土。(三) 訓_レ生 云_二字 二 一_下 效_レ此。

の中の(三)の符号をつけた「生」の字の校異に関してである。即ち五一頁の「校異」の中で、

(三)生_一底・延・田には無く、真以下の諸本には有る。(果にも無いが、下の訓注の右肩に「下」と注しているから、「奈

何」の上にも「生」の字があったことが知られる。)と述べて置いたのであるが、()の中には、私の不注意・疎漏から来た過ちであつて、その個所は削除すべきである。といふのは、道果本について問題の個所を見ると、次のやうに記されてゐる。

判_一塞_一汝

身不成_一合_一処_一而以_レ为_レ生成_一国土_一奈何_下訓_レ生 云_二字 二 一_下 效_レ此。

そしてよく注意して見れば「訓」の字の右肩についてゐる「下」の小字は、「処」から「判塞」に顛読する返り点であることがわかる。ところがその「下」の字が「判塞」の方へ片寄つて記されてゐるために、返り点といふことに気づかず、「訓」の右肩につけられた注記と速断して、右に挙げた()の中のやうなことを述べた次第で、全く以つて不注意千万、疎漏の極みであつた。謹んで読者諸賢にお詫びして、()の中を削除することにする。

その二

岩波の日本古典文学大系の「古事記」では、一層重大な過ちを

犯してゐる。それは同書二二六頁の頭注一〇である。そこには、クシは酒の意。カミを神と解する説もあるが、記伝に「酒の上なり。(中略)加美は、上(カ)なり。長子を子上(カミ)と云、書紀に、長首、魁師、尊長などを、ヒトコノカミ、座長を、クラカミ、氏上を、コノカミ、氏長を、ウヂコノカミなど訓、又諸司に各其長官を加美と云。これらの加美と同じく、酒の首長と云意なり。「此の加美を、人皆神と心得たる、それもこともなく穩に聞ゆれども、吾大人の考の如く、記中、神の仮字はみな、迦微と書て、美字を用ひたることなれば、此は神には非ず。」と説いているのが正しい。(所謂甲乙兩類の仮字の相違を、宣長以前に真淵が多少気づいていたことは注意すべきである。)

と記してゐるが、これにも私の不注意と疎漏とから、二つの大きな過誤があつた。

その一は、記伝として引用したものは、実は宣長の説ではなくして、記伝に引用された横井千秋の説であるが、それを宣長説と見誤つて引用したことであり、その二は、この見誤りに基づいて、()の中で甲乙兩類の仮字の相違を、真淵が多少気づいてゐたと述べたが、それもこの場合は、全くのナンセンスであつたことである。

今、古事記伝卷三十一を見ると、次のやうに記されてゐる。

○久志能加美は、酒之上なり。そは横井千秋云、久志は、酒の本名にて、(中略)加美は、上なり。(以下、頭注一〇に引用)さて少名毘古那神を如此稱し賜ふは、此神殊に酒を掌賜ふ事は物に見えざれども、大穴牟遲神と相並ばして、国土を作堅め給ひ、(中略)凡て萬の事も物も此二柱神の恩頼な

れば、(中略)酒の本を此二柱神に係て其首長たる神の献り賜ふ御酒ぞとよみ賜へるなり。以上千秋秋考へ此考宜く聞ゆ。

ところで千秋の説は約一枚半にわたつて引用されてゐるが、ありていに言へば、「以上千秋考」といふ分注を私は見落してゐた。それで千秋の説は「久志」に関する部分だけで「加美は上なり」以下は、宣長の説と思ひ込んでしまつたのである。少し弁解がましくなるが、私にさう思ひ込ませる恰好の陥穽が一つあつた。それは分注の中に見える「吾大人」の語である。この語が、千秋の宣長に対する敬称だとは夢にも思はなかつた。なぜならば、門人千秋が師宣長を「吾大人」といふのは当然としても、宣長がそれをそのまま引用するのは、何と言つても心臓が強過ぎると思つたからである。従つて「吾大人」は宣長の真淵に対する敬称と速断してしまつたのである。まことにお恥づかしい限りで、よく注意して読んでゐたら、こんな過ちは犯さなかつたらうにと、後悔先に立たない思ひである。

このやうに「吾大人」は、真淵ではなくて宣長を指してゐるのであるから、「記中、神の仮字はみな、迦微と書て、美字を用ひたることなれば」といふのは、もちろん宣長の説である。従つてここをもとにして、真淵が甲乙兩類の仮字の区別を多少気づいてゐたとしたのは明らかに誤りである。そして真淵は加美をやはり神と解してゐたことが、「此考宜く聞ゆ」のすぐあとの分注の中に、次のやうに明らかに示されてゐるに於いてをやである。

契沖は、奇の神なりと云るを、師は、奇は用語なれば、之と云べからず。薬之神なり。須理の約志なりと云れたり。信に奇之とは云はぬことぞ。(中略)然はあれども、神の仮字に

美を用ひたる例なければ、なほ上の、千秋の考にぞ従ふべき。全く汗顔の至りである。従つて前掲頭注一〇は、次のやうに訂正しなければならぬ。

(1) 記伝に「酒之上なり。(中略) ↓記伝に引く横井千秋の説に」

(2) () の全文削除

以上挙げた二つの過ちの外にも、随分過ちはあるであらうが、この度は取り敢へず右の二つだけを改めて自戒としたい。(三六・四・二六)

— 本学教授・文博 —